

◎共同資源調査水域の範圍に関する日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文

(略称) 韓国との共同資源調査水域取極

昭和四十二年四月二十八日 ソウルで
昭和四十二年四月二十八日 効力発生
昭和四十二年五月十六日 告示

(外務省告示第七七号)

目次

ページ

大韓民国側書簡	二四九
共同資源調査水域の範圍	二四九
日本側書簡	二五〇

(共同資源調査水域の範圍に関する大韓民国政府との間の交換公文)

(大韓民国側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、大韓民国と日本国との間の漁業に関する協定第六条に定める韓日漁業共同委員会の第一回定例年次会議において千九百六十六年七月九日に採択された共同資源調査水域の範圍に関する勧告に言及し、両国政府が同勧告に基づき次のとおり決定することを提案する光榮を有します。

大韓民国と日本国との間の漁業に関する協定第五条の規定に従い設定される共同資源調査水域の範圍は、共同規制水域内で漁獲される重要魚種が分布回遊する黄海、東シナ海及び西部日本海とする。

この水域において第一次に実施される共同資源調査の対象水域は、北緯三〇度以北、東経一三二度三〇分(ただし、東シナ海においては東経一三〇度)以西とする。

本長官は、さらに、この書簡及び前記の提案に日本国政府に代わつて同意される閣下の返簡を、閣下の返簡の日付の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなすことを提案する光榮を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十七年四月二十八日

韓国との共同資源調査水域取極

大韓民國 の 外 務 部

외일부 74.1.72-173

1967. 4. 28.

각하,

본인은 대한민국과 일본국간의 어업에 관한 협정 제 6 조에 규정된 한·일 어업 공동 위원회의 제 1 차 정기 연차회의에서 1966년 7월 9일에 제정된 공동 자원 조차 수역의 범위에 관한 권고에 언급하여, 양국 정부는 동 권고에 의거하여 다음과 같이 결정할 것을 제안하는 입장을 가집니다.

대한민국과 일본국간의 어업에 관한 협정 제 5 조의 규정에 의거하여 정해지는 공동 자원 조차 수역의 범위는, 공동 국제 수역안에서 어획되는 주요 어종이 분포 최우하는, 황해, 동중국해 및 동해 서부로 한다.

이 수역에서 제 1 차로 실시되는 공동 자원 조차의 대상 수역은 북위 30도 이북, 동경 132도 30분 (남, 동) 서구해에 있어서는 동경 130도) 이서로 한다.

본인은, 또한 이 서한 및 외의 제안에 일본국 정부를 대신하여 동의하는 각하의 회신을 각하의 회한 일자에 표백을 발신하는 양국 정부간의 합의될 가정하는 것으로 간주할 것을 제안하는 입장을 가집니다.

본인은 각하에게 서로 이 본인의 변함없는 경의를 표현한다.

大韓民国国務総理兼外務部長官 丁一權

日本国特命全權大使 木村四郎七閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百六十七年四月二十八日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(大韓民国側書簡)

本使は、閣下の書簡に述べられた提案に日本国政府に代わつて同意し、さらに、閣下の書簡及びこの返簡を、この返簡の日付の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなすことに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百六十七年四月二十八日

日本国特命全權大使 木村四郎七

大韓民国国務総理兼外務部長官

丁一權閣下

(参考)

この取極は、韓国との漁業協定（昭和四十年二国間条約集参照）第五条の規定に基づき、共同資源調査水域の範囲を定めるものである。

국무총리 겸
외무부장관
정일권

大韓民国政府
外務部
丁一權
閣下